

美浜 1,2 号炉廃止措置 審査資料	
資料番号	本文 5-1 改 1
提出年月日	2021年12月21日

美浜発電所 1 号炉及び 2 号炉  
運転炉への影響確認について

2021年12月  
関西電力株式会社

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 運転炉への影響確認の方法について .....	2
添付 1 運転炉への影響確認チェックシート（廃止措置計画に基づく工事）	
添付 2 火災影響再評価チェックシート	
添付 3 内部溢水影響有無確認チェックシート	
添付 4 アクセスルート影響有無確認チェックシート	
添付 5 設計検証票（基本設計段階）	

太枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

## 1. はじめに

美浜発電所1号及び2号発電用原子炉施設廃止措置計画認可申請書のうち、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」の「2. 廃止措置の基本方針」で定めている内容のうち、「3号炉の運転に必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認したうえで工事を実施する。」との記載について、その確認内容を以下のとおり整理した。

## 2. 運転炉への影響確認の方法について

廃止措置工事の運転炉への影響確認については、保安規定第155条第2項に、廃止措置工事に係る工事計画を策定するにあたり工事の内容が運転炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する旨、規定している。

具体的な確認方法として、全ての廃止措置工事は、「運転炉への影響確認チェックシート」（添付1）により、廃止措置工事の計画時において、運転炉（3号炉）の運転に必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。

また、保安規定第1編（運転段階の原子炉施設編）の原子力発電安全運営委員会の審議事項として第8条第2項（6）に「改造の実施に関する事項（第2編第155条第2項に関する事項を含む）」と規定し、審議事項となる廃止措置工事は、炉主任等により運転炉へ影響を及ぼさないことを含めて確認する。

「運転炉への影響確認チェックシート」は以下(1)～(4)の観点を確認する運用としている。

### (1) 火災防護の観点

「美浜発電所 火災防護計画」に基づく影響確認をする。既に運用している確認内容は添付2のとおり。

<具体的確認内容>

- ・火災区域内の工事に該当するか、耐火壁や火災感知器、消火設備、ケーブル敷設等を変更する工事に該当するか等の観点で確認する。

(2) 内部溢水の観点

「美浜発電所 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動所則」に基づく影響確認をする。既に運用している確認内容は添付 3 のとおり。

<具体的確認内容>

- ・溢水防護区画内の工事に該当するか、防護すべき設備や溢水量へ影響を与える工事に該当するか等の観点で確認する。

(3) 重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートの観点

「美浜発電所 3 号機 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」のチェックシートを用いて影響確認をする。既に運用している確認内容は添付 4 のとおり。

<具体的確認内容>

- ・屋外および屋内アクセスルートに対して、通行制限や障害物の設置をするような工事に該当するか等の観点で確認する。

(4) 設計検証の観点

保守業務要綱に基づき、以下のような観点で影響確認をする。

- ・廃止措置に伴う工事が運転炉（3 号炉）の設計基準に影響を与えないことを確認する。

- ・廃止措置に伴う工事で使用する揚重設備の損壊による重大事故発生の可能性を確認する。

既に運用している確認内容は添付 5 のとおり。

<具体的確認内容>

- a. A, B クラスおよび重大事故等対処設備に影響を及ぼすかの確認を実施している。
- b. 溢水評価に影響を及ぼすかの確認を実施している。
- c. 内部火災防護に影響を及ぼすかの確認を実施している。
- d. 外部火災、竜巻、津波、火山（降灰）の防護に影響を及ぼすかの確認を実施している。
- e. 工事中に揚重設備等が損壊した場合の影響確認を実施している。





































